

## 更生保護施設の概況について

### 1 更生保護施設の役割

刑事施設からの仮釈放者、満期釈放者等のうち、頼るべき親族がないなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な者に対して、宿泊場所や食事を提供しながら、就職の援助、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行うことにより、自立させることを前提とした民間の施設。

<更生保護施設の役割>

- ・ 生活基盤の提供（宿泊場所、食事の提供）
- ・ 社会生活に適応するための生活指導、貯蓄や金銭管理の指導
- ・ 就労支援
- ・ 更生保護施設退所後の住居の確保支援、福祉や医療機関への橋渡し

### 2 定員等

○ 施設数：104 施設（H24. 4. 1 現在）→男子 90 施設，女子 7 施設，男女 7 施設

※各都道府県に 1 施設以上ある

○ 定 員：2,329 人（H24. 4. 1 現在）（1 施設あたり，最大 110 人 最少 4 人）

### 3 経営主体

更生保護法人 101 施設，社会福祉法人 1 施設，NPO 法人 1 施設，社団法人 1 施設

### 4 指定更生保護施設における特別処遇（平成 21 年度～）

全国の更生保護施設のうち、高齢者・障害者の一時的受入れを行う施設を指定し、福祉の専門資格等を有する職員を配置している。

<特別処遇の内容>

○高齢又は障害の特性に配慮した，社会生活に適応するための指導

○医療福祉機関と連携した，健康維持のための指導，助言

○更生保護施設退所後に円滑に福祉サービス等を受けるための調整

- ・ 地域生活定着支援センター等に対する，特別処遇対象者の心身の状況，生活状況及び留意点等の伝達
- ・ 生活保護の申請の支援等，更生保護施設退所後の生活基盤の調整

## 地域生活定着支援センターについて

- 平成21年度より、高齢又は障害により支援を必要とする刑務所や少年院を出所した方に対して、保護観察所と協働し、出所後直ちに福祉サービスなどにつなげる「地域生活定着支援センター」を設置している。
- 平成23年度末に全国47都道府県にセンターが設置された。（北海道は2ヶ所設置。全国合計48ヶ所。）

### ○ 地域生活定着支援センターの活動概況（平成22年度実績）

- 延べ653件の地域での受け入れ先調整を実施。

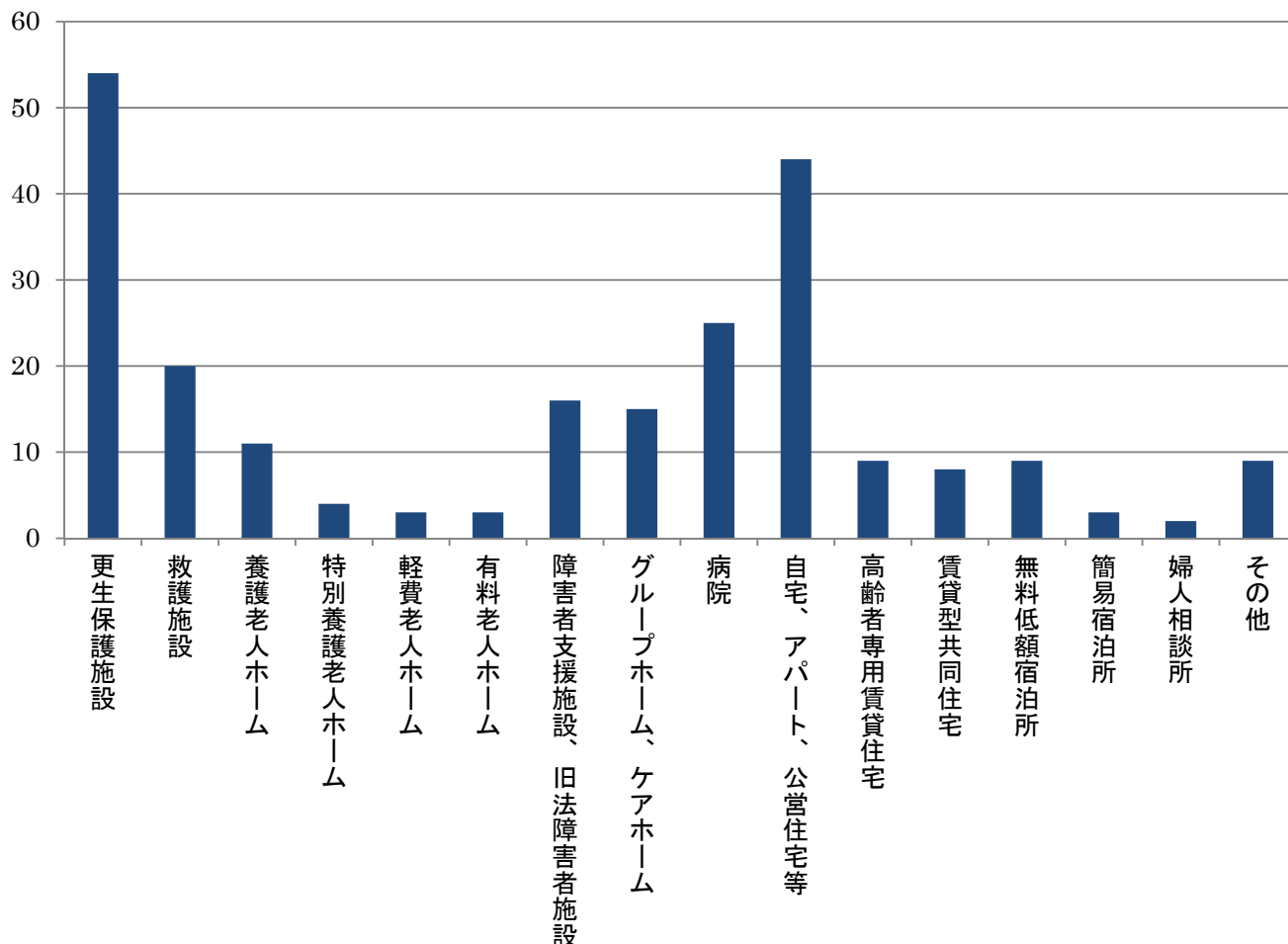
#### 【内訳】

高齢者（65歳以上）	障害のある高齢者	障害者	その他
232人	102人	255人	64人

- そのうち、約2割は、他都道府県のセンターとの連携調整を実施（複数の都道府県にまたがって受け入れ先を調整した）
- 延べ261件が、地域に受け入れ先が見つかった。

#### 【地域の受け入れ先の一覧】

（単位：人）



## 平成24年度地域生活定着支援センターの職員体制について

各都道府県別の地域生活定着支援センターに勤務する職員数及び専門職員数は以下の通り。

都道府県名	職員数	うち専門職
北海道（札幌）	9	3
北海道（釧路）	3	2
青森県	6	3
岩手県	4	3
宮城県	7	4
秋田県	4	1
山形県	4	2
福島県	3	2
茨城県	4	2
栃木県	6	2
群馬県	5	3
埼玉県	10	10
千葉県	4	2
東京都	5	2
神奈川県	6	6
新潟県	4	4
富山県	4	3
石川県	5	1
福井県	4	1
山梨県	4	3
長野県	4	3
岐阜県	7	4
静岡県	5	3
愛知県	6	3
三重県	9	9
滋賀県	5	4
京都府	5	1
大阪府	5	2
兵庫県	6	2
奈良県	8	3

和歌山県	8	4
鳥取県	5	1
島根県	6	2
岡山県	6	1
広島県	9	5
山口県	6	4
徳島県	6	0
香川県	4	2
愛媛県	6	4
高知県	3	2
福岡県	6	1
佐賀県	6	2
長崎県	6	4
熊本県	4	3
大分県	4	4
宮崎県	5	1
鹿児島県	6	5
沖縄県	4	2
計	261	140

※ 専門職は、社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、介護福祉士などの国家資格を持つ職員を計上している。

